

## 【参考資料2】

### 青森県がん対策推進協議会設置要綱

#### (目的)

第1 本県におけるがんを取り巻く現状や課題等を踏まえて、本県のがん対策を総合的に推進するため、青森県がん対策推進協議会を（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (検討事項)

第2 協議会は、次の号に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 青森県のがん対策に関すること。
- (2) 青森県のがん対策推進計画の策定、推進及び進捗状況に関すること。
- (3) その他がん対策の推進に必要な事項に関すること。

#### (組織、委員及び役員並びに任期)

第3 協議会は、委員20名以内で構成し、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) がん予防・医療の学識経験を有する者
  - (2) 保健医療に従事している者
  - (3) 検診に従事している者
  - (4) がん医療を受ける立場にある者
  - (5) その他知事が必要と認める者
- 2 委員には、青森県がん診療連携協議会、健康あおもり21専門委員会及び青森県生活習慣病検診管理指導協議会に属する委員の中から、それぞれ複数名を充てるものとする。
- 3 会長は委員の互選により定める。
- 4 委員の任期は、委嘱した日から2年以内とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 委員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

#### (会長の職務)

第4 会長は、会務を総務し、協議会を代表する。

- 2 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が職務を代理する。

#### (会議)

第5 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

#### (会議の公開)

第5の2 会議は公開して行う。ただし、県又は委員が、個人情報等公開することが適当でないか、又は議会を公開することにより公正で円滑な会議運営が著しく阻害され、若しくは特定の者に利益又は不利益を与えると判断した事項について、協議会が適当と認めた場合には、公開しないことができる。

- 2 会議の資料は、前項ただし書きの規定により公開しないこととした場合を除き、公表する。
- 3 会議の議事録若しくは第1項ただし書きの規定により公開しないこととした事項に係

る会議概要是、県が作成し、委員の了解を得て公表する。

(部会の設置)

- 第5の3 協議会で特別な事項を協議するため、必要に応じて部会を設置することができる。
- 2 専門の事項を協議させるため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
  - 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
  - 4 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
  - 5 部会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月27日から施行する。
- 2 第1の規定にかかわらず、改正前の青森県がん医療検討委員会設置要綱第3第2項の規定により任命又は委嘱された委員の任期は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。